

吹田市社会福祉法人等指導監査要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉事業を営む者が社会福祉に対する吹田市民の信頼に応え、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）等（以下「関係法令等」という。）を遵守して、法人運営並びに施設及び事業経営を行うことに対して、調査、指導及び助言（以下「指導監査」という。）をすることにより、適正な法人の運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、前条の目的を達成するため、社会福祉法人の運営及び社会福祉事業の経営が自主的かつ自律的に行われることに配慮しつつ、必要に応じて調査・指導及び助言を行うものとする。

(対象)

第3条 指導監査の対象は、本市が所管する社会福祉法人（以下「対象法人」という。）並びに次の各号に掲げる社会福祉施設（都道府県の所管に係るものを除く。以下「対象施設」という。）及び社会福祉事業（以下「対象事業」という。）とする。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- (3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模保育事業及び事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (5) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- (6) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設

(実施体制)

第4条 指導監査は、福祉部福祉指導監査室の職員が、所属長の指示を受け実施するものとする。

- 2 指導監査は、原則として2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として主査相当職以上の職にある者で実施するものとする。
- 3 所属長は、指導監査をより効果的に実施するため、必要に応じて専門知識を有する者を指導監査に同行させることができる。

(定義)

第5条 この要領において、指導監査とは、一般監査及び特別監査をいう。

(1) 一般監査とは、実地指導監査及び書面指導監査をいう。

ア 実地指導監査とは、対象法人並びに対象施設及び対象事業（以下「対象法人等」という。）に対して、当該対象法人等の事務所又は施設等において実施する指導監査をいう。

イ 書面指導監査とは、対象法人等から提出された書類等に基づき実施する指導監査をいう。

(2) 特別監査とは、必要があると認めるときに、特定の対象法人等に対して行う指導監査をいう。

(関係室課との連携)

第6条 指導監査の実施に当たっては、関係室課と指導監査対象に係る情報交換を密にする等、相互に連携を図り協力して行う。

(実施方針・実施計画)

第7条 指導監査の実施方針及び実施計画は、国の実施方針等を考慮して、毎年度策定するものとする。

(指導監査事項)

第8条 対象法人等に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営に関する事項
- (2) 資産管理に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) 施設の運営管理に関する事項
- (5) 利用者等に対する支援に関する事項
- (6) 職員の処遇に関する事項
- (7) その他法人運営又は施設経営に関し必要と認める事項

(報告書等の提出)

第9条 対象法人等に対しては、毎年6月末日又は本市が指定する期日までに現況報告書等指定する書類の提出を求めるものとする。

(実地指導監査の実施)

第10条 対象法人に対する実地指導監査は、原則として、次に掲げる場合を除くほか、毎年1回実施するものとする。

(1) 毎年度対象法人から提出される報告書類により対象法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす対象法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。

ア 対象法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 対象法人が経営する施設及び対象法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、対象法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが本市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、本市の判断により、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、対象法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

(2) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない対象法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、本市が毎年度対象法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該対象法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

ア 会計監査人を設置している対象法人で、監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項が改善済である場合に限る。）が記載された場合は、5年に1回とすることができる。

イ 会計監査人を設置していない対象法人において会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項が改善済である場合に限る。）が記載された場合は、5年に1回とすることができる。

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として国が定めた書類が提出された場合は4年に1回にすることができる。

(3) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない対象法人のうち、(2)に該当しない対象法人で、苦情解決への取組が適切に行われ、次に規定する要件のいずれかを満たし、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると本市が判断する場合は、4年に1回とすることができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業の受審、結果の公表など福祉サービスの質の向上に関

- イ 地域社会に開かれた事業運営に関する取組みを行っていること
- ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に関する取組みを行っていること

- 2 対象施設に対する実地指導監査は、原則として毎年1回実施するものとする。ただし、第3条(2)及び(4)の施設については、前回の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合にあっては、事業の指導監査と並行して実施する等により、原則2年又は3年に1回とすることができる。なお、実地指導監査を行わない年にあっては、書面指導監査を実施することができる。
- 3 対象事業に対する実地指導監査は、原則として毎年1回実施するものとする。
- 4 新たに設立又は事業開始した場合、その他必要と認める場合は、前3項の規定によらず実地指導監査を実施することができる。

(指導監査事項の省略等)

第11条 次の各号に該当する場合には、対象法人に対する指導監査事項の省略等を行うことができるものとする。

- (1) 会計監査人を設置している対象法人及び会計監査人による監査に準ずる監査を実施している対象法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。
ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。
- (2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている対象法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として国が定めた書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると本市が判断する場合には、「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

(指導監査の方法)

第12条 一般監査は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施日の概ね3週間前までに指導監査を実施する対象法人等に、実施日時その他必要な事項を通知する。
 - (2) 関係書類をもとに、対象法人等の運営及び施設の状況等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地に確認することにより行う。
- 2 一般監査の実施に当たり、第9条に規定された現況報告書以外に、対象法人等に対し事前に資料の提出を求めることができる。
 - 3 特別監査については、実施の都度、その方法を定めるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、関係法令等に基づき随時に、指導監査を実施することができる。

(実施上の留意点)

第13条 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

(講評)

第14条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、関係当事者に対して行うものとする。

(指導監査結果の通知)

第15条 指導監査の結果は、次に掲げる者（以下「代表者」という。）に対し文書により通知するものとする。

(1) 対象法人の場合 当該法人の長

(2) 対象施設及び対象事業の場合 当該施設等を経営する者（法人にあっては、その長）

(指導監査後の措置)

第16条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、期限を指定して当該対象法人等から文書により改善報告書の提出を求めるものとする。

2 前項の改善報告書に基づき継続して運営指導を行う必要がある場合は、その都度改善・是正措置を講ずるものとする。

(関係行政機関の協力)

第17条 指導監査の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関の協力を求めるものとする。特に大阪府と共管する対象法人等については、平素から情報交換等の連携に努め、必要に応じて大阪府と同時に指導監査を実施するものとする。

2 指導監査の過程において、本市が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該対象法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、対象法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、対象法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

(庁内連携)

第18条 指導監査の円滑な実施とその実効を期するため、庁内連携の強化を図るものとする。

(情報の開示)

第19条 指導監査に関する情報は、対象法人等によって提供される福祉サービスの質の向

上及び福祉サービス利用者の保護に資するため、個人情報に係る事項等、法令により非公開とされている場合を除き、その開示に努める。

(要領の適用除外等)

第20条 他の要綱又は要領等に定めのある指導監査、検査並びに指導及び監査の実施については、その要綱又は要領等の定めるところとする。

2法人の指導監査について、この要領に定めのない事項は、国要綱に定めるところによる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(法令改正に伴う一部変更)

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。